宮古島市脱炭素先行地域エネルギーマネジメントシステム構築事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、宮古島市脱炭素先行地域において、地域内の民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の全電力需要を、地域内の太陽光発電と蓄電池等から得られた再生可能エネルギーで賄うことで満たし、送配電事業者、地域内アグリゲーター及びＰＰＡ事業者が連携して電力調整を行う宮古島市脱炭素先行地域エネルギーマネジメントシステム（以下「脱炭素グリッド」という。）を構築することで、もって宮古島市脱炭素先行地域における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素実質排出ゼロの実現に資することを目的とし、予算の範囲内で宮古島市脱炭素先行地域エネルギーマネジメントシステム構築事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、宮古島市補助金等交付規則（平成17年宮古島市規則第48号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）その他の法令及び関連通知に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、国交付要綱及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　実施要領（令和４年環政計発2203303号。以下「国実施要領」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　地域内アグリゲーター　地域内のＰＰＡ事業者と一般送配電事業者の間に立ち、一般送配電事業者の指示に従いながら地域内の太陽光発電設備、蓄電設備、省エネ家電機器等を制御することで、地域内の電力の需給のバランスを保つアグリゲーション・ビジネスを提供する事業者をいう。

(2)　宮古島市脱炭素先行地域　環境省により脱炭素先行地域に選定された宮古島市の下地地区及び狩俣地区をいう。

(3)　再エネ発電設備　太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第９条第４項により認定された発電事業に用いるもののうち、ＦＩＴ（固定価格買取制度）認定を受けている設備を除く。）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1)　脱炭素グリッド構築事業を実施する地域内アグリゲーターとして宮古島市が選定する事業者

(2)　再エネ発電設備等の設備の状態を監視し、制御指示等をすることが可能であるとともに、脱炭素グリッド構築を確実に遂行するために必要な経営基盤を有しており、事業の継続性が認められる事業者

(3)　脱炭素グリッド構築に当たり、関連諸法令、規則、その他セキュリティガイドライン等に基づいた適切な対策等を実施できる事業者

(4)　脱炭素グリッド構築後、第１条に掲げる本事業の目的を実現するために、エネルギーマネジメントシステム（以下「ＥＭＳ」という。）構築、各種のＥＭＳ対象機器の接続及びＥＭＳ制御最適化並びに報告等を実施し、脱炭素グリッドの適切かつ確実な運用を行うことができる事業者

(5)　宮古島市暴力団排除条例（平成24年宮古島市条例第１号）第２条第１号又は第２号に該当しない者

(6)　本市の公的義務（市税、使用料、負担金及び貸付金等）の納付及び償還等を果たしている者

（補助金の交付対象となる事業等）

第４条　補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

(1)　宮古島市脱炭素先行地域（以下「本市先行地域」という。）の提案書（「千年先の、未来へ。」）における、脱炭素グリッドの構築及び検証等の事業であること。

(2)　国実施要領別紙１の２イ（オ）その他基盤インフラ設備に定める、次のア又はイのいずれかの要件を満たす機器を導入する事業であること。

ア　平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む。）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器

イ　システムの発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要不可欠な機器

(3)　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。

２　前項の事業期間は、第６条の交付申請を行う日の属する年度内に完了することを原則とする。ただし、申請を行う日の属する年度の翌年度以降も、補助金の交付の有無にかかわらず事業を完了させる場合には、この限りでない。

３　前項の規定にかかわらず、単年度での事業完了が困難であると市長が認め、かつ、本市先行地域提案書及び地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画において複数年度事業として位置づけられた事業については、交付申請時において、複数年度にまたがる事業期間とすることができる。この場合において、次に掲げる交付申請及び実績報告等については、単年度ごとに行うものとする。

(1)　第６条に規定する補助金の交付申請及び第７条に規定する補助金の交付決定

(2)　第15条に規定する実績報告書の提出

(3)　第17条に規定する補助金額の確定

(4)　第18条に規定する補助金の交付

４　前項の規定により事業期間が複数年度にまたがる場合は、交付申請を行う日の属する年度の翌年度以降の補助対象事業は、国及び本市において当該翌年度以降に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行い得るものであり、市長は、補助対象事業全体の見込経費に予算が満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該翌年度の補助金を減額又は不交付とすることができる。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第５条　補助金の交付対象となる経費は、国実施要領第３の事業費の費目の内容及び算定方法における別表第１に係る脱炭素グリッド構築、改良及び拡張等に係る経費とする。なお、経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。

２　補助金の額は、別表に掲げる補助額等欄に定める額を上限として、予算の範囲内で宮古島市長（以下「市長」という。）の定める額とする。

３　前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に市長が別に定める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

２　前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、申請者に補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　市長は、前項の通知に際して次項及び次条各号に定めるもののほか、必要な条件を付することができるものとする。

３　市長は、前条第２項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額する旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金交付の条件）

第８条　市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

(1)　前条第１項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法律、この要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行うこと。

(2)　補助事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助対象事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(3)　補助事業者は、市長が補助対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助対象事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、市長の指示に従うこと。

(4)　補助事業者は、市長が第19条第１項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。

(5)　補助事業者は、市長が第19条第４項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還するとともに、同条第７項の規定に基づき加算金を合わせて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、同条第６項の規定に基づき延滞金を納付すること。

(6)　補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）のうち取得価格が単価50万円以上の機械及び器具、備品、ソフトウェアその他の重要な財産を、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならないこと。

(7)　前号の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間又は宮古島市脱炭素先行地域づくり事業完了後５年が経過するまでの期間のいずれか長い方とすること。

(8)　財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年５月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下この号において「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとすること。この場合において、財産処分承認基準第４に定める財産処分納付金について、市長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第１項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとすること。

(9)　補助対象事業の完了によって補助事業者に国交付要綱第29条第４項に定められた相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

(10)　補助事業者は、補助対象事業の完了後、市長が実施する各種調査事業において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び発電の状況その他補助対象事業の成果を検証するために必要な情報について、市長から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し必要な情報を提供しなければならないこと。

(11)　補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、国が認証するJ―クレジット制度への登録を行わないこと。

（申請の取下げ）

第９条　補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から起算して14日以内に、補助金交付申請取下届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請の取下げの届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

（補助金変更交付申請）

第10条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（様式第４号）に当該変更等の内容を証する書類及び市長が別に定める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除くものとし、軽微な変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出るものとする。

ア　補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

イ　その他市長が軽微な変更と認める事項

(2)　補助対象事業の全部又は一部を他者に承継しようとするとき。

２　市長は、前項の規定に基づく補助金変更交付申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を変更交付決定通知書（様式第５号）により当該補助事業者に通知するものとする。

３　市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第11条　補助事業者は、補助金の交付の決定があった後、補助対象事業の全部又は一部を中止し、又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出して承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定に基づく補助事業中止（廃止）承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第７号）により、必要に応じて条件を付した上で当該補助事業者に通知するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第12条　補助事業者は、第７条第１項の規定に基づく交付決定によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（繰越承認申請）

第13条　補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となり、補助対象事業を繰り越す必要がある場合は、補助金繰越承認申請書（様式第８号）及び繰越計算書（様式第８号別紙）を補助金交付決定を受けた年度の11月30日又は市長が別に定める期日のいずれか早い日までに提出し、市長の承認を受けなければならない。

（状況の報告）

第14条　補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況及び検証結果並びに経理状況その他必要な事項について補助事業遂行状況報告書（様式第９号）により市長が定める日までに報告しなければならない。

（実績の報告）

第15条　補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃上の承認を受けたときを含む。）は、完了の日（補助対象事業の廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日）から起算して30日以内又は交付決定のあった年度の属する年度の２月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第10号）、補助金実績所要額調書（様式第10号別紙）、補助事業収支計画書（様式第11号）及び市長が別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を短縮し、又は延長することができる。

２　補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助対象事業の承継）

第16条　補助事業者は、本市先行地域づくり事業完了後５年が経過するまでの間に、相続、法人の合併、分割等により補助対象事業を行う者が変更される場合には、承継承認申請書（様式第12号）をあらかじめ提出しなければならない。

２　市長は、前項の承継承認申請書を審査し、補助対象事業の承継による補助対象事業の遂行に支障がないと判断した場合には、当該地位の承継を承認する。

３　前項の審査の結果、補助対象事業の承継が認められない場合には、第19条第１項第５号の規定に該当するものとする。

（補助金の額の確定等）

第17条　市長は、第15条第１項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容（第10条第２項の規定に基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第18条　補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、補助対象事業の出来高に応じた範囲内で、補助金の概算払をすることができる。

２　補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた場合は、直ちに精算（概算）払請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の規定に基づく補助金の概算払を受けようとするときは、直ちに精算（概算）払請求書を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19条　市長は、第９条第１項の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第７条第１項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1)　補助事業者が、法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合

(2)　補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合

(3)　補助事業者が、補助対象事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4)　補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

(5)　前各号に掲げる場合のほか、その他の理由により補助対象事業の全部若しくは一部を継続する必要がなくなった場合又は補助対象事業を遂行することができない場合

(6)　補助事業者が、暴力団排除に関する誓約の事項に違反した場合

２　前項の規定は、第17条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

４　市長は、第１項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

５　市長は、前項の規定に基づき補助金の返還を命ずるときは、次に掲げる事項を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(1)　返還すべき補助金の額

(2)　延滞金に関する事項

(3)　納期日

６　市長は、第４項の返還を命ずるときは、返還の命令があった日から20日以内の返還期限を定めるものとし、その期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

７　市長は、第４項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第１項の規定に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（補助金の額の再確定）

第20条　補助事業者は、第17条の額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額するべき事情がある場合は、市長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15条の規定に準じて提出するものとする。

２　市長は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、第17条の規定に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

３　市長は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額の再確定をした場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

４　前項の返還については、前条第５項及び第６項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第21条　補助事業者は、第17条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、補助金消費税等仕入控除税額報告書（様式第15号）により市長に速やかに報告しなければならない。

２　市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

３　前項の返還については、第19条第５項及び第６項（延滞金の徴収に関する部分を除く。）の規定を準用する。

（加算金の計算）

第22条　市長は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、当該納付金額は、当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第23条　市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

（取得財産等の管理等）

第24条　補助事業者は、取得財産等については、取得財産等管理台帳（取得財産等明細表）（様式第16号）を備え、管理するものとする。

２　取得財産管理台帳（取得財産等明細表）は、第15条第１項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

３　補助事業者は、補助対象事業の完了後においても、補助金の交付の目的に従って、取得財産等の効率的運用を図るものとする。

４　市長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（知的財産権の扱い）

第25条　補助対象事業の運営によって生じた成果物（脱炭素グリッド運営システム等）の知的財産権は、補助事業者に帰属する。

２　補助対象事業は、第三者の知的財産権及びその他の権利に抵触しないように運営を行うものとし、抵触する場合においては、補助事業者の費用と責任をもって対処するものとする。

（補助対象事業に関する収支報告）

第26条　補助事業者は、補助対象事業の収支状況を補助事業収支報告書（様式第17号）に記録し、市長の求めがある場合は市に報告しなければならない。

２　補助事業者は、本市先行地域づくり事業完了後５年が経過するまでの間、前項の規定に基づく補助対象事業収支報告書の作成を行い、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（補助事業者の責務）

第27条　補助事業者は、次に掲げる責務を負う。

(1)　脱炭素グリッドの取組内容及び効果について、本市が別に定める日までに、本市に報告を行うこと。

(2)　前号の報告に基づき、本市が必要に応じて実施する指導及び助言に対して誠実に応対すること。

(3)　脱炭素グリッドの運用を行うに当たり、その運用の公平性や継続性、本市先行地域外への波及性、ＰＰＡ事業の健全な事業継続等に配慮した取引条件等を設定すること。この場合において、具体的な取引条件等については本市と協議し、所定の覚書を締結すること。

(4)　本市が掲げる事業目標である、本市先行地域における民生部門全電力需要を再生可能エネルギーで賄うこと（再エネ100％）を達成するために、環境価値の取扱いや需要家側設備のデマンドレスポンスなどについて、本市と協力して取り組むこと。

(5)　第８条第７号に定める期間において、脱炭素グリッドを適切かつ確実に運用し、当該期間経過後も送配電事業者及びＰＰＡ事業者と連携し脱炭素グリッド運用を継続するように努めること。ただし、やむを得ない事情により補助対象事業の継続が困難となった場合であって、脱炭素グリッドの事業継続が可能な他の事業者の求めがある場合には、本市と協議の上、必要な引継ぎに応じること。

(6)　市長の求めに応じて、本市が行う次の事項の調査に協力すること。

ア　補助対象設備及びシステムの使用状況

イ　本市先行地域内の電力調整の結果

ウ　本市先行地域内のＰＰＡ事業者や送配電事業者からの収入等運営状況

エ　その他市長が必要と認める事項

(7)　本市が実施する本市先行地域に関する説明会等において、脱炭素グリッド事業の成果等の発表に協力すること。

(8)　本市がホームページ等で、脱炭素グリッド事業に係る発表を行う際に協力し、実施結果の公表に同意すること。

(9)　国やその他機関に対して本市が行う本市先行地域づくり事業の説明等について、資料の作成や説明に協力すること。

(10)　その他、本市先行地域事業の目的実現のため、市長が協力を求めた場合は、可能な範囲で協力すること。

（関係書類の保管）

第28条　補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業の完了した日又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後５年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。ただし、取得財産等について第８条第７号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

２　前項の規定に基づき保存するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（雑則）

第29条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、公布の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和11年３月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る第19条から第28条までの規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象設備 | 要件 | 補助額等 |
| エネルギーマネジメントシステム | １　本市先行地域における、脱炭素グリッドの構築及び検証等に要する費用であって、国実施要領別紙１に規定する「２交付対象事業の内容」のうち、イ（オ）その他基盤インフラ設備記載の交付要件を満たしていること。  ２　他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものでないこと。 | 補助対象経費の３／４以内 |